

国保・老保

介護保険

国民健康保険被保険者証等の記載項目が合併に伴い変更になりますので、3月中に新しい保険証等を郵送します。

4月1日からは新町の保険証等を使用してください。なお、横芝町の保険証（短期保険証を除く。）、資格証明書、減額認定証の有効期限が7月31日となっていますが、4月1日からは使用できませんので、各自で責任を持って破棄してください。

◆新たに交付する保険証等

【国民健康保険関係】

- 国民健康保険被保険者証（カード様式）
- 国民健康保険退職被保険者証（カード様式）
- 国民健康保険高齢受給者証（カード様式）
- 国民健康保険被保険者資格証明書
- 国民健康保険標準負担額減額認定証
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- 国民健康保険特定疾病療養受療証

【老人保健関係】

- 老人保健法医療受給者証
- 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証
- 老人保健特定疾病療養受療証

◆高齢受給者の方へ

横芝町では高齢受給者証を兼ねた保険証を使用していますが、新町では保険証と高齢受給者証を別々に交付します。

国保の高齢受給者（昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上の者）の方は、医療機関等の窓口では、保険証と高齢受給者証を合わせて提示してください。

※問い合わせ先 住民課 国保年金係

☎ 82-8814

【被保険者証】

合併に伴い3月中に新しい被保険者証を郵送します。記載事項に誤りがないか確認して、**4月1日からは新町の被保険者証を使用してください。**

*すでに要支援または要介護の認定を受けている方は、新しい被保険者証を介護サービス事業所等に提示して介護サービスを受けてください。

*現在、要支援または要介護の認定を受けている方は、認定を受ける状態になった場合に添付していただきますので、大切に保管してください。

*古い被保険者証は、各自で責任を持って破棄してください。

*合併に伴う住所変更の手続きは必要ありません。

【介護サービス】

すでに要支援または要介護の認定を受けている方は、現在の認定状態で今までどおり介護サービスを受けることができます。

*合併することによる新たな申請は必要ありません。

【認定申請】

現在、要支援または要介護の認定を受けていない方で、介護サービスを利用したい方は、認定申請が必要です。

*すでに要支援または要介護の認定を受けている方は、認定の有効期間の終了日の60日前から更新の認定申請ができます。

*認定申請の手続きは、横芝行政センター（合併前の横芝町役場庁舎）福祉課で行ってください。

※問い合わせ先 保健福祉課 介護保険係

☎ 82-8818